

平成 29 年度 全国社会就労センター協議会 事業計画

平成 29 年度は、全国社会就労センター協議会（セルプ協）の前身である全国授産施設協議会が設立されてから 40 周年を迎える。この期にあたり、これまでの活動を振り返り、未来に向けた活動の方向性を検討しつつ、事業の展開を図っていくこととしたい。

今年度は、平成 30 年度の障害福祉サービス等の報酬改定に向けた国の論議が本格化する。このため、平成 28 年度に実施した前回改定の検証調査の結果も活用しつつ、報酬改定の議論の場で利用者の「働く・くらす」を支える社会就労センターからの主張を展開していく必要がある。

併せて、平成 30 年度より実施される障害者総合支援法の改正に基づく「就労定着支援」等の具体化を中心とした国の検討に関して、その内容に注視し適切な対応を図ることとし、さらに「基本論（セルプ協「働く・くらす」を支える就労支援施策のめざす方向）についても、障害者総合支援法改正にあわせた改訂を行い、本会事業のあり方についての検討につなげていく。また、改正社会福祉法による社会福祉法人制度改革の進捗や影響については、引き続き状況の把握に努め、随時必要な対応をとっていく必要がある。

優先調達推進法については、法施行以降、調達件数・金額ともに増加しているものの省庁・自治体ごとの差や調達方針が未策定の自治体等も見られることから、引き続き活用促進の働きかけをすすめる。民需拡大については、施設外就労や農福連携の実態を把握しながらその拡大策を検討しつつ、工賃・賃金向上につながる具体的な検討を行っていく。

さらに、組織強化においては、現会員の継続入会に努めるとともに、県と中央の両組織への加入について引き続き検討を行うなど、会員増につながる具体策について必要な検討を行っていく必要がある。

本年度は、このような事業展開の方向性を踏まえ、具体的に以下に掲げた各々の事業に取り組んでいく。

1. 工賃・賃金向上につなげる発注の拡大

(1) 官公需の推進ならびに民需拡大に向けた取組

① 優先調達推進法を活用した官公需等優先発注制度の活用促進

優先調達推進法が平成 25 年 4 月に施行されて以降、調達件数・金額ともに増加しているが、省庁・自治体ごとの差や調達方針が未策定の自治体等もみられる現状がある。同法の一層の活用につなげるために、既存ツール（啓発パンフレット・ポスター）を活用し、中央省庁を主な対象とした全国（中央）レベルの普及・啓発活動を行う。

② 共同受注窓口組織の機能強化及び充実に向けた取組

社会就労センターへの発注拡大を図り、利用者の工賃・賃金向上につなげる「工賃向上計画」事業の一層の推進につなげるべく、共同受注窓口の組織・機能強化と連携を図

る「全国共同受注窓口担当者会議」を開催する。

- ・「全国共同受注窓口担当者会議」

〔日程〕平成 29 年 11 月 15 日（水） 〔場所〕全国社会福祉協議会会議室

③ 民需拡大に向けた取り組みの具体化

優先調達推進法を活用した官公需推進のみならず、その先の民需の拡大に向けた新たな仕組みづくりとその具体化に向けた検討を進める。

- ・ 新たな民需拡大策の検討、提案（制度面のみならず受注拡大の機会の構築）
 - 施設外就労や農福連携の実態把握と、関係分野企業等との意見交換の実施
 - 2020 年東京オリンピック・パラリンピックを通じた受注機会拡大の検討
- ・ 優先調達推進法附則にある税制優遇措置、公契約落札者決定における障害者就労支援施設等への発注を評価する仕組みの具体化
- ・ 「工賃向上事例集（仮称）」（平成 29 年 3 月刊行予定）を踏まえた受注拡大、工賃向上に向けた取組の普及

（２）制度動向をふまえたセルフ商品に係る関係法規の遵守に関する広報・普及の取り組み

（３）SELP／ロゴマーク使用の推進と商標登録期間更新への対応

（４）「平成 29 年度ナイスハートバザール」の実施（国庫補助事業）

- 群馬県、島根県における開催
- 各都道府県段階のナイスハートバザール開催情報のホームページを活用した情報発信
- 次年度以降のナイスハートバザールの開催の一層の充実に向けた見直しに係る検討

（５）日本セルフセンターとの連携と協力

2. 「働く・くらす」を取り巻く制度・政策・予算の改善に向けた対応

（１）平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定に向けた平成 27 年度改定の検証

「障害福祉サービス等経営実態調査」が平成 29 年 5 月に実施される予定であり、平成 29 年度は次期（平成 30 年度）報酬改定に向けた国の議論が本格化する年度となる。平成 28 年度に実施した平成 27 年度報酬改定検証調査の結果も活用しつつ、報酬改定の議論の場で就労系事業を中心に主張を展開していくこととする。必要に応じて、項目を絞った平成 27 年度報酬改定検証調査のフォローアップを行う。

（２）障害者総合支援法施行 3 年後の見直しと障害者総合支援法改正事項（「就労定着支援事業」等）への対応

社会保障審議会障害者部会において平成 27 年 12 月に報告書（「障害者総合支援法施行

3年後の見直しについて)がとりまとめられ、改正障害者総合支援法が平成28年5月に成立した(一部を除き平成30年4月施行)。同報告書に基づく見直し及び改正法の施行に向けた国の検討状況(特に平成30年4月施行の新設の「就労定着支援事業」)を注視し、随時必要な対応をとることとする。

(3) 「働く・くらす」を支える就労支援施策の目指す方向(基本論)の見直し

平成22年度にとりまとめた基本論については、平成30年4月の改正法施行前までに見直しを行う。この見直しは、就労支援に係る幅広い事業体系をカバーしている本会固有の性格を踏まえ、本会事業のあり方の検討にもつなげることとする。

(4) 就労継続支援A型事業の見直しへの対応

就労継続支援A型事業については、障害者部会報告書で示された適切な事業運営を求める方向性にそった見直しが行われ、平成29年4月に施行される。運用で生じた課題について随時対応するとともに、就労継続支援A型事業検討特別委員会における検討結果を踏まえ、賃金額や雇用の質を高めていけるよう啓発等の取り組みを進める。

(5) グループホーム等の働くを支える“くらす”における支援の検討

障害のある方の“働く”を支える上での“くらす”の充実をはかるために、住まいの場の検討を基本論の見直しを踏まえて進めることとする。その一環として、全国社会就労センター総合研究大会において“くらす”の分科会を設け、働くよりも“くらす”の場面での支援に従事する職員、“くらす”の場面で支援の必要度が高い方のサポートをする職員に参加いただくことで、情報共有や課題収集を行う。

(6) 改正社会福祉法の施行後のフォローアップ

改正社会福祉法の平成29年4月施行の内容(評議員会の必置、社会福祉充実残額の明確化と社会福祉充実計画の策定、会計監査人の設置、等)について、施行後も会員施設・事業所に対する情報提供に努める。運用面で社会就労センターを運営する法人特有の課題が生じていないかの把握に努め、随時必要な対応をとることとする。

なお、改正社会福祉法に係る取り組みは、全社協・社会福祉施設協議会連絡会と連携をして進める。

(7) 「我が事・丸ごと」関連施策の始動に向けての検討と準備

平成28年7月に厚生労働省は、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置、地域住民の参画と協働により誰もが支え合う共生社会の実現を目的とし、介護・障害・児童等の縦割りの公的福祉サービスの丸ごとへの転換、そのためのサービスや専門人材養成課程の改革が提起されている。今後の関連施策の始動を見越して状況を注視し、障害者就労支援サービスへ及ぼす影響・可能性についての検討と必要な準備を進める。

(8) 生活困窮者に対する支援体制の構築

社会福祉法人の在り方が議論されるなかで、その役割を発揮する取り組みとして“生

活困窮者に対する支援”があげられている。生活困窮者自立支援制度が平成27年度より実施されていることを踏まえ、社会就労センターが進めるべき取り組みを検討する。

(9) その他障害福祉制度全般に係る対応

障害福祉制度全般に対して、以下の動向を念頭におき、必要な検討、要望、情報提供等を行う。

(「障害者総合支援法」関連)

- ・平成30～32年度を期間とする第5期障害福祉計画と第1期障害児福祉計画
- ・就労系障害福祉サービスの利用にかかるアセスメント

(「優先調達推進法」関連)

※「1.(1)優先調達推進法を活用した官公需推進」参照

(「障害者権利条約」の推進に係る障害者制度改革関連)

- ・平成30～34年度の第4次障害者基本計画
- ・障害者差別解消法と改正障害者雇用促進法
- ・障害者虐待防止法

※「4.(2)障害者の権利擁護・虐待防止に係る社会的要請に応える取り組みの推進」参照

(その他)

- ・「働き方改革」実現会議における検討
- ・労働分野における施策との連携(ジョブコーチ、障害者就業・生活支援センター等)
- ・地域主権改革(指定基準に関する地方公共団体の条例への委任)

3. 働く障害者への支援の質を高めるための大会・研修会等の開催と啓発

(1) 全国大会、研修会の企画・開催

①「全国社会就労センター協議会 設立40周年記念大会」

平成29年度全国社会就労センター総合研究大会(兵庫大会)の企画・開催

[日程]平成29年7月27日(木)～28日(金)

[場所]神戸ポートピアホテル(兵庫県神戸市) [定員]500名

[プログラム]セルフ協事業の振り返りと今後についてをテーマに開催

②「平成29年度 全国社会就労センター長研修会」の企画・開催

[日程]平成30年2月22日(木)～23日(金)

[場所]名古屋観光ホテル(愛知県名古屋市) [定員]400名

[プログラム]社会就労センターの施設長等(経営管理業務担当者)を対象とし、平成30年度に向けた障害福祉施策の動向と社会就労センターの対応をテーマに企画

③「平成29年度 全国社会就労センター協議会 課題別専門研修会」の企画・開催

[日程]平成29年10月12日(木)～13日(金)

〔場所〕 全社協灘尾ホール・会議室（東京都千代田区） 〔定員〕 150名
〔プログラム〕 社会就労センターの職員を対象とした研修を企画

（２）事業振興に係る研修会の企画・開催

① 「ナイスハートバザール担当者研修会（国庫補助事業）」の企画・開催

〔日程〕 平成 29 年 8 月 10 日（木）〔場所〕 全社協会議室 〔定員〕 60 名

② 「第 8 回日本セルフセンター研究大会」の共催

〔日程〕 平成 29 年 6 月 8 日（木）～9 日（金）

〔場所〕 中野サンプラザ（東京都中野区） 〔定員〕 200 名

（３）リーダー養成ゼミナール等の開催によるセルフを支える人材の育成

① 「第 22 期（平成 29 年度）リーダー養成ゼミナール」の企画・開催

〔日程〕 前期面接授業 平成 29 年 8 月 23 日（水）～25 日（金）

後期面接授業 平成 30 年 1 月 17 日（水）～19 日（金）

修了式・特別講義 平成 30 年 3 月 16 日（金）

〔場所〕 全社協会議室 〔定員〕 18 名

〔プログラム〕 社会就労センターの若手管理者および職員を対象とし、ゼミ（レポート提出）を盛り込んだ参加型の研修を企画

② 「平成 29 年度リーダー養成ゼミナール修了生フォローアップ研修会」の企画・開催

〔日程〕 平成 30 年 1 月 16 日（火）～17 日（水）

〔場所〕 全社協会議室 〔定員〕 50 名

※ 運営は日本セルフ士会

（４）日本セルフ士会活動の支援

リーダー養成ゼミナールの修了生により組織される「日本セルフ士会」の活動の支援を通じて、セルフを支える人材の継続的な育成をすすめる。セルフ協主催の研修会等の場で報告をいただく等、セルフ協事業に参画する機会を設けることで、本会活動の活性化を図る。

（５）地方組織研修会の開催支援

障害者就労支援施策の動向やセルフ協の取り組み、「改訂版社会就労センターハンドブック」に集録された社会就労センター経営（運営）のポイント等を、幅広く会員施設・事業所に伝えるために、地方組織が実施する研修会等へ本会役員を派遣する。

地方組織が実施する研修会のプログラム等の情報を集約し、共有化を図ることで、各ブロック・都道府県における研修会企画の支援につなげる。さらに、本会役員が地方組織の研修会等で本会事業の意義を説明することで会員数増につなげ、本会の組織強化を図る。

4. セルプの機能強化の基盤となる調査研究活動の推進

(1) 社会就労センター実態調査の実施

社会就労センターの状況を定点観測することを目的に、約3年毎に実施している「社会就労センター実態調査」を実施する（対象は平成28年度末の状況）。

(2) 障害者の権利擁護・虐待防止に係る社会的要請に応える取り組みの推進

平成26年1月の障害者権利条約批准、平成28年4月の障害者差別解消法と改正障害者雇用促進法の施行を受け、障害者の権利擁護に係る啓発、会員施設・事業所における虐待防止への取り組みを、全国社会福祉協議会事業と連携（障害者・児福祉サービス第三者評価基準ガイドラインの活用、全社協「平成29年度障害者虐待防止リーダー養成研修会」の企画・運営への参画、等）しつつその推進を図る。

(3) 「改訂版『社会就労センターハンドブック』」の普及

社会就労センター（セルプ）の使命と役割を広く社会に発信し、会員施設・事業所における業務の推進を支えるべく、平成27年5月に刊行した「改訂版『社会就労センターハンドブック』」のより一層の普及について、都道府県組織と協力し進める。

(4) 社会就労センターにおける人材確保・定着についての検討

近年、福祉人材の確保とその定着については困難さを増しており、社会就労センターにおいても同様である。人材確保とその定着は、社会就労センター存続やサービス提供の根幹に関わる課題であるため、その課題に対応するための方策について、全社協政策委員会における取組とも連携（「福祉人材の確保・育成・定着のためのパンフレット」の活用）をして、必要な情報提供及び検討を進める。

(5) 国際協力の推進：W I、W A s i a 活動への参加と協力

W I（ワーカビリティ・インターナショナル）、W A s i a（ワーカビリティ・アジア）の活動について、W I J（ワーカビリティ・インターナショナル・ジャパン）の活動をとおして必要な協力を行う。（以下関係会議）

○ W I 世界会議／W A s i a 地域会議 2017

〔日程〕2017（平成29）年6月12日（月）～14日（水）

〔場所〕香港

さらに、得られた海外の障害者就労に係る情報等やW I・W A s i aの活動を広く会員間に周知することで、特にアジアを中心とした国際協力の推進を図る。

5. セルフ協事業の充実を図るための組織体制の強化

(1) セルフ協組織の強化に向けた検討及び会員施設・事業所の拡大に向けた取り組み

現在の会員施設の継続加入に向けた取り組みと関係施設・事業所への会員新規加入の呼びかけを進めるとともに、各都道府県組織および会員施設の状況の把握を進め、セルフ協の組織強化につながる会員登録・会費制度等の検討を更に進める。

特に、全国組織と都道府県組織のどちらか一方ではなく両組織への加入促進を進める取り組みを行う。また、昨年度作成した「社会就労センターの適切な運営のための自己チェックリスト」の有効活用を進める。加えて、日本セルフセンターと協働した加入促進活動、両団体事業の相互の広報等をすすめる。

(2) ブロック・都道府県組織活動の強化

計7ブロック、47都道府県組織における活動の強化を支援するべく、以下の取り組みを行う。

- ① ブロック・都道府県組織に対する情報提供
- ② ブロック及び都道府県組織に対する助成の実施

※ 各ブロック組織に対して15万円（北海道ブロックは都道府県組織と同一の圏域であるため半額）を助成する。各都道府県組織に対して平成28年度と29年度の2か年度会費を納入いただいた施設・事業所数に5,000円を乗じた額を助成する。

(3) 会員施設・事業所に対する情報提供

関連施策の動向、セルフ協の活動状況等の最新情報を、会員施設・事業所および各都道府県組織宛に周知する。

- ① 「セルフ通信速報」（メールマガジン）の発行
- ② ホームページによる情報提供の充実

(4) 表彰の実施

社会就労センターに勤務し、働く障害者の支援に尽力されてきた職員の功績を讃える。社会就労センターに対する発注と障害者雇用に貢献してきた企業等に対し、感謝の意を示す。

- ① 「平成29年度永年勤続表彰」の実施
※ 「平成29年度全国社会就労センター総合研究大会」において表彰式を開催
- ② 「平成29年度協力企業・団体・官公庁等感謝」の実施
※ 「平成29年度全国社会就労センター長研修会」において表彰式を開催

(5) 全国セルフ災害時対応マニュアルに基づく取り組みの推進と復興支援

東日本大震災、平成28年熊本地震において、日本セルフセンターとの合同の災害支援を実施する枠組みである「全国セルフ災害対策本部」について、「全国セルフ災害時対応マニュアル」に基づいた運用を継続して行う。

平成28年熊本地震を受けて、被災施設・事業所への引き続きの支援については、事業

振興、制度予算対策の両面で随時進める。

(6) セルプ協設立 40 周年関係事業の実施

平成 29 年度は、セルプ協の前身である全国授産施設協議会が設立されてから 40 周年を迎える年度となることから、セルプ協 協議員を長く務められた方、また多大な貢献のあった方に対してその功績に感謝の意を表し、総合研究大会においてセルプ協会長より特別表彰を行う。

また、同研究大会における懇親会を 40 周年記念の要素を加え関係者を招き実施する。加えて、40 周年記念誌を作成する。

(7) 関係団体事業への協力等

社会就労センター事業の発展に向けて、以下の関係団体に役員等を派遣し、事業に対する協力を行う。

- 日本障害者協議会（JD）、障害者放送協議会、福利厚生センター

わが国の社会福祉全般の推進に向けて、全国社会福祉協議会の各種事業に対する協力を行う。

- 政策委員会、国際社会福祉基金委員会、福祉施設長専門講座運営委員会、福祉サービスの質の向上推進委員会への役員等の派遣
- 社会福祉施設協議会連絡会会長会議および調査研究部会、障害関係種別協議会等会長会議等への参加

(8) 会務の運営

① 協議員総会の開催

第 1 回 平成 29 年 5 月 16 日（火）全社協会議室（東京都千代田区）

第 2 回 平成 30 年 2 月 23 日（金）名古屋観光ホテル（愛知県名古屋市）

② 常任協議員会の開催（年 6 回程度）

③ 正副会長会議の開催

④ 正副会長・委員長会議の開催

⑤ 専門委員会の開催

- 総務・財政・広報委員会（4 回程度）
- 調査・研究・研修委員会（4 回程度）
- 制度・政策・予算対策委員会（10 回程度）

※ 基本論見直し（他の委員会・事業部会からも参画）とそれ以外に議題を分けて開催

- 事業振興委員会（4 回程度）

⑥ 部会の開催

- 生保・社会事業部会、雇用事業部会、就労継続支援事業部会、就労移行支援事業部会、生産活動・生活介護事業部会
- ※ 各部会は全国社会就労センター総合研究大会と全国社会就労センター長研修会時の分科会で開催する。各部会の幹事会を年2回程度開催する。

⑦ その他の必要な会議等の開催

- 結成40周年記念誌編纂委員会（6回程度）